

第 20 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成 31 年 2 月 25 日 (月)
- 2 開閉時間 午後 4 時開会 午後 5 時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 11 人
1 番 小原孝志 2 番 鈴木英博 3 番 鈴木英博 4 番 佐藤美頭雄
5 番 佐々木辰善 6 番 寺崎秀子 7 番 相澤峰基 8 番 森脇豊仁
10 番 山崎禎彦 11 番 斉藤哲子 13 番 舟根 禎 14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 9 番 小川一也、12 番 北村浩光
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 13 番 舟根 禎、1 番 小原孝志
- 9 議事内容
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について
報告第 3 号 農業経営改善計画の認定通知について
報告第 4 号 使用貸借の解約について
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更 (案) について
議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 6 号 農用地利用集積計画の要請について

10 議事録本紙

議長

これから、第 20 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は 11 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、13 番委員、1 番委員をお願いします。

議長

続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 5 報告第 4 号「使用貸借の解約について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

事務局長

それでは、議案 2 頁をご覧ください。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でございます。

相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案 3 頁、4 頁をご覧ください。

番号が 18 番の 1 件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

位置図は 5 頁、6 頁に載せてありますので、ご確認願います。

続きまして、議案 8 頁をご覧ください。

報告第 2 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。

農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条第 1 項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 4 の (4) ①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案 9 頁、10 頁をご覧ください。

番号が 27 番の 1 件の申請がありました。

経営主の変更に伴い意見を求められた内容でございます。

続きまして、議案 12 頁をご覧ください。

報告第 3 号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 13 頁をご覧ください。

先ほど、報告第 2 号で意見した更新による 1 件について、通知があり、受理しています。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知の記載のとおりでございます。

続きまして、議案 14 頁をご覧ください。

報告第 4 号「使用貸借の解約について」です。

使用貸借の解約について通知がありましたので報告します。

議案 15 頁、16 頁をご覧ください。

番号が 4 番の 1 件でございます。

4 番については、備考欄にありますように借主規模縮小に係る解約となっております。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、解約年月日は議案に記載のとおりです。

報告について以上です。

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

続きまして、日程第 6 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

それでは、議案 18 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は 19 頁から 22 頁までをご覧ください。

番号が 52 番から 65 番までの 14 件の通知を受理しました。

合意解約の理由については、各番号の各備考欄に記載されているとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し期限が 6 か月以内であるかの確認については、今回の 14 件について、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

説明は以上です。

はい、議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

無しの声

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議長
委員
議長
議長

事務局長

議長

委員
議長

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長 それでは、日程第7議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案24頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の権利移転に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は25頁、26頁で、番号が14番の1件の許可申請です。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格又は賃貸料につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は27頁に載せてありますのでご確認ください。

14番については、議案第1号の60番で借主の規模縮小に伴う賃貸借の合意解約があり、のち買主の規模拡大による売買を行うものです。

購入する農地には、そばを栽培する計画になっています。

14番の農地法第3条の許可要件については、議案28頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

議長 はい、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 それでは、日程第8議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案30頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。

農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請があったので、許可の可否について、審議をお願いします。

議案は31、32頁になりますのでご覧ください。

1番で農地、1筆に関する許可申請です。

転用する土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積については記載のとおりで、転用の目的は農家住宅の建築で、計画の内容は235㎡の住宅です。

転用基準の区分は、農振法の手続き中ですが、農用地区域外になると第1種農地であり、農地法の運用通知第2の1の(1)のイの(ア)のaに該当する農地であるが、農業振興地域整備計画に基づき、農家住宅であることから、基準を満たすものと判断します。

なお、都市計画区域外、申請人及び転用の理由は記載のとおりです。

位置図は33頁、本日、配布資料の黄緑色の付箋のカラーの位置図ですので、ご確認ください。

申請地は濃い黄色、転用済は薄い黄色の場所で、許可後、申請地と転用済と併せて、分筆することを確約しています。

議案34頁から37頁までは農地法第4条転用に係る調査結果で、可否についてのチェックをし、転用についての基準を満たすものと判断しているところです。

また、付帯決議事項として、北海道農業会議への意見聴取について、本案件は、平成28年3月8日付け「農地法第4・5条に係る30a以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に係る申し合わせ」の1の(1)に該当することから、意見聴取の対象から除外できる案件であるため、意見聴取しないものとする。

また、許可相当とした場合、農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づき、鷹栖町農業振興地域整備計画の変更後に許可するものとするとしています。

説明は以上です。

議長 はい、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第9議案第4号「農業振興地域整備計画の変更(案)について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、38頁をご覧ください。

議案第4号「農業振興地域整備計画の変更(案)について」です。

農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づき、変更(案)について、鷹栖町長から計画変更の適否について意見を求められたので審議をお願い

します。

議案は 39 頁になります。

番号が 3 番、1 筆でございます。

変更する土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、用途変更前、変更後、申請者の住所及び氏名につきましては、議案に記載のとおりです。

先ほど、議案第 3 号でご審議いただいた、転用許可に関する農振法の農用地区域の除外に係る意見です。

位置図は、先ほどの議案第 3 号に係る 33 頁に掲載していますのでご覧ください。

計画変更の内容は、鷹栖町 8528 番の内の畑に農家住宅の建設のため、農用地区域内から除外する内容で、先ほどの議案第 3 号でご審議いただいたのと同様に除外を可とするものと判断します。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第 4 号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 4 号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 4 号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 10 議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 40 頁をご覧ください。

議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

利用権の設定について、議案が 41 頁から 46 頁までになります。

番号が 82 番から 102 番までの 21 件でございます。

備考欄に更新と記載している件については、賃貸借の継続です。

84 番、85 番、88 番、89 番の新規は耕作者の規模拡大によるもの、86 番は議案第 1 号の 54 番で合意解約し、耕作者の規模拡大によるもの、91 番、92 番の変更・新については耕作者の規模拡大によるもの、94 番は議案第 1 号の 57 番で合意解約、95 番は 58 番の合意解約、96 番は 59 番の合意解約、97 番は 59 番の合意解約し、耕作者の規模拡大によるもの、98 番から 101 番までは報告第 4 号の使用貸借の解約し、各耕作者の規模拡大によるもの、102 番は議案第 1 号 56 番で合意解約し、耕作者の規模拡大によるものです。

位置図については、47 頁から 68 頁までに載せてありますのでご確認ください

ださい。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

本日配布しました赤の付箋に利用権設定の分の調査書があります。

こちらの調査書で21件の内容を確認しています。

また、この案件につきましては83番、84番について4番委員、94番、95番、96番について5番委員、97番、98番について1番委員が、議事参与の制限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

議長

まず、83番、84番について、審議いたします。

4番委員

私の関係する案件ですので退席します。

議長

それでは83番、84番の案件について質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

83番、84番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

83番、84番の案件について認めると決定しました。

4番委員

委員着席

議長

次、94番、95番、96番について、審議いたします。

5番委員

私の関係する案件ですので退席します。

議長

それでは94番、95番、96番の案件について質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

94番、95番、96番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

94番、95番、96番の案件について認めると決定しました。

5番委員

委員着席

議長

次、97番、98番について、審議いたします。

1番委員

私の関係する案件ですので退席します。

議長

それでは97番、98番の案件について質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

97番、98番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

97番、98番の案件について認めると決定しました。

1番委員

委員着席

議長

それでは残りの案件について質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

残りの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは残りの案件についても、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 11 議案第 6 号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案 70 頁をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は 71 頁、72 頁になりますのでご覧ください。

番号が 19 番から 23 番までの 5 件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。

位置図は、73 頁から 77 頁までに記載していますのでご確認ください。

また、本日配布しました赤の付箋に所有権移転の分の調査書がありますので、ご確認ください。

この案件につきましては、あっせん案件でございますので、あっせん委員さんより補足説明をお願いします。

議長 19 番の案件についてです。

この案件については、急遽出てきたということで、一部賃貸されていましたが、その契約を解約してあっせんしたものです。

期間は 1 月 15 日から 23 日であっせん回数 4 回、あっせん委員が私と寺崎委員、斉藤委員です。

単価については、170,000 円で成立しています。

続きまして 20 番です。

13 番委員 20 番の案件についてですが、基盤整備済みの土地ですが、あっせん回数が 3 回で、反当 235,000 円で、畑は 80,000 で成立しています。

議長 続きまして 21 番です。

13 番委員 21 番の案件についてですが、来年度基盤整備の予定の土地です。

あっせん回数が 3 回で、反当が 230,000 円です。

議長 続きまして 22 番です。

13 番委員 22 番の案件についてですが、来年度基盤整備の予定の土地です。

あっせん回数が 3 回で、一部の水田が 200,000 円で残りが 235,000 円で畑は 50,000 で成立しています。

議長 続きまして 23 番です。

この案件につきましては、4 月にあっせんが一部成立していますが、農地の改良の関係で、急遽出てきたものです。

あっせん回数が 3 回で、反当 140,000 円で成立しています。

以上です。

議長 はい、議案第6号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりましたので審議いたします。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
議案第6号「農用地利用集積計画の要請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第6号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。
その他に入ります。

事務局長 「次回の定例会について」ですが、3月25日月曜日、16時からとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

委員 無しの声

事務局長 第21回定例会は、3月25日月曜日、16時から定例会でよろしくお願います。

事務局長 2の農地移動適正化あっせん経過報告についてです。
青の付箋がついた、あっせんの経過報告の書類で、継続となっている案件の進捗状況について、担当の委員さんから報告をお願いします。

議長 12番です。

7番委員 継続です。

議長 16番は継続です。

13番委員 継続です。

議長 21番です。

5番委員 賃貸です。

議長 30番です。

4番委員 継続です。

議長 33番は今中止という状況です。
40番です。

10番委員 継続です。

議長 43番です。

3番委員 来月契約です。

議長 45番ですが、私が指名してよろしいですか。

委員 異議なし。

議長 45番は北野の委員さんで、お願いします。

事務局長 継続中ということで報告いただいた件については、3月中までということで次回の定例会までには方向性を決めて報告をお願いしたいと思います。

事務局長 3の平成31年第1回議会定例会の傍聴についてですが、今回農業委員として傍聴することを考えています。

定例会が3月11日から15日で14日が休会となっています。
議事事項は議案の最後のページの表のとおりとなっています。
春先で忙しい時期とは思いますが、町の情勢を傍聴していただきたいと
思っています。

出られる範囲の中で、1日でも出席いただければと思います。

7番委員
事務局長
4番委員
事務局長
議長

時間は何時からですか。

9時30分からを予定しています。

個人で入って行くのですか。

農業委員会ということで行きますが、入るときは個人で入ってください。

それでは、以上をもって第20回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。